

寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月20日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第11号

寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年寒川町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。